

横浜市休日保育実施要領

制 定 平成 28 年 3 月 31 日 こ保運第 3633 号（局長決裁）
最近改正 令和 8 年 3 月 15 日 こ保運第 1367 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づき横浜市長が確認した特定教育・保育施設（幼稚園を除く。以下「施設」）及び第 43 条第 1 項に基づき横浜市長が確認した特定地域型保育事業者（小規模保育事業（C 型）、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く。以下「事業者」という。）において、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の間（以下「休日等」という。）における保育の実施並びに横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱（以下「給付費要綱」という。）、横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱（以下「向上支援費要綱」という。）及び横浜市延長保育事業実施要綱（以下「延長保育実施要綱」という。）に基づく経費の助成について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、子ども・子育て支援法、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）のほか、次の各号の定めるところによる。

(1) 休日保育実施施設

この要領により横浜市長に届出をして休日保育を実施する施設及び事業所

(2) 保育時間（8 時間）

保育短時間認定の児童の最大で利用可能な時間帯をいい、8 時間とする。児童の生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯とすることを基本とする。

(3) 保育時間（11 時間）

保育標準時間認定の児童の最大で利用可能な時間帯をいい、11 時間とする。

(4) 開所時間

延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とする。

(5) 週

月曜日を週の始日とし、日曜日を週の終日とする 7 日間をいう。

(6) 平日等

休日等以外の日とする。

(7) 受入可能人数

休日保育の 1 日あたりの受け入れ可能人数とする。

(8) 平日利用施設

休日保育の利用を希望する児童が平日等に利用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（幼稚園を除く）

（休日保育実施の届出）

第 3 条 施設の設置者及び事業者は、休日保育を実施する場合は、給付費要綱第 4 条第 11 項第 1 号の規定によるものとする。

（休日保育実施内容の変更）

第 4 条 休日保育実施施設は、廃止をする場合を除き実施内容を変更する場合は、給付費要綱第 4 条第 11 項第 2 号の規定によるものとする。

なお、廃止の場合、廃止する月の 6 か月前までに横浜市長に提出するものとする。

(休日保育の開所時間等の協議)

第5条 横浜市長は、地域のニーズや実際の休日保育の実施状況を踏まえ、休日保育の保育時間（8時間）、保育時間（11時間）及び開所時間の設定について、必要に応じて休日保育を実施する施設の設置者及び事業者と協議するものとする。

(職員の配置)

第6条 休日保育の時間帯における職員の配置は、次の各号のとおりとする。

(1) 施設の配置基準

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第60号）、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第46号）、横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年条例第2号）、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱及び横浜市認定こども園認定・確認等要綱の定めるところによる。

(2) 事業所の配置基準

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年条例第47号）及び横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱の定めるところによる。

(休日保育の利用要件)

第7条 休日保育の対象児童は、児童福祉法第24条の規定による保育の実施又は必要な保育を確保するための措置を講じられている0歳から就学前（就学猶予中の場合も含む。）の児童で、原則、平日利用施設の利用要件と同様の要件で休日等に常態的に保育を必要とする児童とする。

(休日保育の利用登録)

第8条 休日保育の利用を希望する児童の保護者（以下「休日保育利用希望保護者」という。）は、当該年度で初めて休日保育の利用を希望する月の前月15日までに、休日保育利用登録申請書（第1号様式）、休日保育児童状況確認書（第2号様式）及び休日就労（予定）証明（申告）書（第3号様式）等の必要書類を添えて休日保育実施施設へ利用登録を行うものとする。

ただし、15日が土曜日及び休日等に該当する場合、土曜日を除く翌平日等までとする。

(休日保育の利用申込)

第9条 休日保育利用希望保護者は、利用を希望する月の前月15日（以下、「休日保育利用申込期限」という。）までに、休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書（第4号様式）（以下「申出書」という。）により、休日保育実施施設へ申し込むものとする。

ただし、15日が土曜日及び休日等に該当する場合、土曜日を除く翌平日等までとする。

(休日保育の利用承諾決定)

第10条 休日保育実施施設は、休日保育の利用の申し込みを受けた児童（以下「申込児童」という。）について、休日保育実施施設の定める受入可能人数に応じて休日保育利用の承諾を決定するものとする。ただし、休日保育の利用を希望する児童が休日保育実施施設の定める受入可能人数を超えるときは、別紙1に定める方法を参考に、休日保育実施施設が休日保育利用の承諾を決定するものとする。

(休日保育の利用不承諾決定)

第11条 休日保育実施施設は、申込児童のうち、休日保育を必要としないものや申込児童の休日保育利用希望日に休日保育実施施設の受入れ状況等の理由により利用ができない場合は、休日保育利用の不承諾を決定するものとする。

(保護者への連絡)

第12条 休日保育実施施設は、児童の休日保育利用の承諾決定をしたときは、休日保育実施施設の

定めた方法により、承諾のときは承諾内容を利用申込期限の5日後までに休日保育利用希望保護者へ連絡するものとする。

ただし、利用申込期限の5日後が土曜日及び休日等に該当する場合、土曜日を除く翌平日等までとする。

- 2 不承諾の決定を行った場合で、その後の申込状況の等の変化により利用可能となったときは、休日保育実施施設は、休日保育利用希望保護者へ連絡するものとする。

(代替休日の設定)

第13条 休日保育利用希望保護者は、週6日間以内の利用となるよう、休日保育を利用する週に平日利用施設を利用しない日(以下「代替休日」という。)を設けるものとする。

- 2 代替休日を設ける休日保育利用希望保護者は、申出書に必要事項を記載し、平日利用施設から確認を受けるものとする。
- 3 前項の確認を受けた休日保育利用希望保護者は、代替休日の変更があった場合は、平日利用施設へ連絡するものとする。

(休日保育実施施設と平日利用施設の連携)

第14条 休日保育実施施設と平日利用施設は次の各号に定めるとおり連携することとする。

- (1) 休日保育実施施設は、第10条の規定による利用の承諾を決定した場合は、当該児童の平日利用施設へ連絡するものとする。
- (2) 平日利用施設は、前号に規定する連絡があった児童が前条第1項に規定する代替休日を設けないことを把握した場合は、休日保育実施施設へ連絡するものとする。
- (3) 平日利用施設は、第1号に規定する連絡があった児童の代替休日の取得実績について、代替休日取得状況実績報告書(第5号様式)により、当該児童が休日保育を利用した月の翌月7日までに、当該児童が利用した休日保育実施施設へ送付するものとする。
- (4) その他必要に応じて、休日保育実施施設と平日利用施設は児童状況等について相互に連絡するものとする。

(利用料)

第15条 休日保育実施施設は、第13条に規定する代替休日を保護者が設ける場合は、休日保育にかかる利用料は徴収しないものとする。

- 2 休日保育実施施設は、第13条に規定する代替休日を保護者が設けない場合は、横浜市休日一時保育事業実施要綱に定める休日一時保育の利用料を徴収するものとする。
- 3 休日保育実施施設は、休日の延長保育の実施に対し、延長保育実施要綱に定める休日の延長保育料額を上限として、保護者から休日の延長保育料を徴収するものとする。

(助成内容)

第16条 休日保育実施施設が、休日保育の実施に係る経費の支払いを受けようとするときは、給付費要綱、向上支援費要綱及び延長保育実施要綱に定める手続を行うものとする。

(利用実績の報告)

第17条 休日保育実施施設は、休日保育の利用実績について、休日保育を実施した月の翌月末日までに、休日保育利用児童実績報告書(第6号様式)により、横浜市長及び休日保育実施施設が所在する区の区長(以下「区長」という。)に届け出なければならない。

(休日保育を実施しない日の届出)

第18条 休日保育実施施設は、休日等において休日保育を実施しない日を設ける場合は、休日保育を実施しない日を設ける月の2か月前までに、休日保育未実施日届(第8号様式)により、横浜市長及び区長に届け出なければならない。ただし、4月及び5月に休日等において休日保育を実施しない日を設ける場合は、休日保育を実施しない日がある月の前月5日までに、区長に届け出なければならない。

(関係書類の保存)

第 19 条 休日保育実施施設は、本要領に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(委託)

第 20 条 この要領の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行及び適用)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行及び適用)

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行及び適用)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行及び適用)

1 この要領は、令和 8 年 3 月 15 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 8 条及び第 9 条については、施行の日から適用する。

(旧様式の取扱い)

2 第 6 号様式を除く改正前の様式は、当分の間、使用することができる。

休日保育利用の判断方法（ガイドライン）

利用希望が多く、申込みのあった児童全員を受け入れることができない場合は、毎月受入れの判断を行います。以下のとおり休日保育の必要性を判定し、受け入れを判断します。

<前提条件>

- ・休日等に保育が必要な要件が、平日の要件と同じであること。要件は給付認定決定通知書や休日就労証明書等で確認します。
- ・いずれの要件でも1日4時間以上の保育を必要とすること。これに合致しない場合は、休日の一時保育の扱いとします。

1 優先順位の判断

優先順位①～③を判断します。父、母で優先順位が異なる場合は、低い順位を適用します。

ただし、下位順位の人が、上位順位の人を超えて受入決定されることはありません。

優先順位①（定期：毎月利用）

年間を通じて、毎月休日等に保育が必要な児童。

- 例：・毎週月火が固定で休み、水～日が就労等で、毎月休日等に保育が必要。
・曜日に関係なく、シフト勤務があり、毎月休日等に保育が必要。

優先順位②（定期：毎月以外）

毎月ではないが、年間を通じて休日等に保育が必要な児童。

例：4～6月と9～10月のみ休日等に就労等で保育が必要。

優先順位③（不定期）

上記優先順位①②以外で<前提条件>を満たす児童。

2 優先順位が並んだ場合の判断

1で優先順位が並んだ場合は、以下の「視点」で受け入れを判断します。どの視点を優先するかは施設で定めます。（利用登録申請受付時に申請者へ事前に説明します。必要に応じて、休日保育実施施設と休日保育実施施設所在区は情報共有します。）

【視 点】

- ・月の利用日数が多い世帯優先
- ・一日の就労時間が多い世帯優先
- ・父母両方に要件がある世帯優先
- ・ひとり親世帯優先
- ・生活保護世帯優先
- ・きょうだい同時の申込み世帯優先
- ・在園児童優先
- ・市内在住児童優先
- ・確実に利用する世帯優先（当日キャンセルの防止）
- ・その他施設が休日保育の必要性が高いと判断した場合（事前に区と調整すること）

※事前の連絡のないキャンセルや正当な理由なくキャンセルが続く場合は、次の利用時の優先順位が下がる場合があります。